

# 愛媛県行政文書における性別記載欄の見直し指針

## 1 目的等

LGBTなど性的マイノリティの人々に対する社会の理解はまだ十分に進んでおらず、多くの当事者が日常生活において様々な生きづらさを感じています。

自分の性別に違和感を持つ人の中には、各種申請書等に性別記載欄があった場合、どう記載したらよいか悩んだり、男女のみから選択することへの抵抗があったりして、精神的苦痛を感じる方もいます。

県では、このような方々の心情に配慮し、当事者に寄り添った取組として、法令や国等の定めがあるなどやむを得ない場合を除き、様式中の性別記載欄について、本指針により、不要な場合は削除する等の見直しを進めます。

## 2 見直し方法

(1) 「性別情報が不要である或いは他の書類で確認できる」など、性別記載欄が削除可能なものは削除する。

(2) 事業の性質上、やむを得ず性別情報が必要な場合は、以下の例示を参照して性別記載方法を工夫する。

(例)・男性、女性の選択を必須とせず、任意記入の旨を記載する。(例1)

・男女選択方式から自由記載に変更し、未記入も可とする。(例2)

・戸籍上の性別を記載してもらう。(例3) など

(3) 県民に交付する文書の性別欄については、性別欄が真に必要なもののみ、現行どおり男又は女と表示するが、性別欄を裏面に移動するなどの配慮を検討する。

※条例等の改正やシステム改修に時間を要するものについては、それまでの間は運用上の取扱いにより柔軟な対応に努めること。

※見直し検討の結果、性別記載欄を現行の表記のまま残す必要があるものについては、必要性について説明し理解・協力が得られるよう努めること。

### 〔性別記載欄の表記方法の例示〕

〈例1〉

|  |
|--|
| 性別 [ 男 女 回答しない ]<br>*該当に○をつけてください。(記入は任意です。) |
|--|

〈例2〉

|                         |
|-------------------------|
| 性別 ( ) *答えたくない方は記入不要です。 |
|-------------------------|

〈例3〉

|   |
|---|
| ふりがな<br>■氏 名 [ ]<br>■性 別 [ ]<br>*統計上必要ですので、戸籍上の性別を記入してください。 |
|---|

## 3 実施スケジュール

各所管課において、令和2年4月から、業務の性質や様式の目的に応じて見直しを開始する。

(参考)

## 県の行政文書における性別記載欄の点検結果について

### 1 点検内容

【調査期間】 令和2年1月～2月

【対象機関】 全庁（知事部局、教育委員会、公営企業等）

【対象文書】

- ① 県民が県に提出する文書（申請書、届出書、報告書等）、のうち性別記載欄を設けている文書
- ② 県が県民に交付する文書（証明書、通知書、許可証等）のうち、性別を記入している文書

※調査時点で性別欄がすでに廃止されている申請書等は除く。

### 2 点検結果

- ・ 申請書等の様式中に、性別情報に係る欄がある文書 [A] 353件
- ・ 法令や国要綱、通知等で様式が定められている文書 [B] 158件  
（県に見直しの裁量がない文書）
- ・ 県が見直しを検討できる文書数 [A - B] = 195件

#### ○見直しに向けた仕分け

| 項 目            | 件 数 | 割合[%] |
|----------------|-----|-------|
| 県に見直しの裁量がある文書  | 195 | 100.0 |
| 性別欄を廃止(削除)するもの | 61  | 31.3  |
| 表記方法の工夫を検討するもの | 96  | 49.2  |
| 現行どおりとするもの ※   | 38  | 19.5  |

※ 現行どおり性別情報の記載を必要とする主な理由

- ・ 統計上、男女別のデータを収集する必要があるため。
- ・ 申請に係る取扱いが性別で異なるため。(例：父子家庭・母子家庭)
- ・ 医療機関に提示する書類のため性別表記が必要。
- ・ 検査判定の際の基礎データとして必要なため。
- ・ 性別により配慮する必要があるため。(例：更衣室や宿泊研修の部屋割り等)